

教育・保育利用者負担額【平成30年度以降】 H30.3.23

階層区分	定義	教育・保育利用者負担額(月額)						
		こども園&花園幼稚園				私立幼稚園		
		2号・3号(保育所)			1号(幼稚園)		1号(私立幼稚園)	
		0~2歳	3歳	4~5歳	3歳	4~5歳	3歳	4~5歳
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0
B	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	0
	市町村民税非課税世帯	4,000	3,000	3,000	1,600	1,600	1,300	1,300
C1	ひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	0
	市町村民税が均等割のみ	11,300	8,100	8,100	3,000	3,000	3,000	3,000
C2	ひとり親世帯等	6,000	4,600	4,600	2,200	2,200	1,700	1,700
	市町村民税所得割の額が45,400円未満	13,000	10,200	10,200	5,500	5,500	4,500	4,500
C3	ひとり親世帯等	6,600	5,200	5,200	2,600	2,600	2,000	2,000
	市町村民税所得割の額が45,400円以上47,200円未満	14,200	11,400	11,400	6,200	6,200	5,000	5,000
D1	ひとり親世帯等	7,500	6,000	6,000	3,000	3,000	2,700	2,700
	市町村民税所得割の額が47,200円以上49,400円未満	15,100	12,400	12,400	6,700	6,700	5,400	5,400
D2	ひとり親世帯等	8,500	6,000	6,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	市町村民税所得割の額が49,400円以上58,400円未満	17,000	14,300	14,300	7,800	7,800	6,300	6,300
D3	ひとり親世帯等	9,000	6,000	6,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	市町村民税所得割の額が58,400円以上69,600円未満	19,700	16,900	16,900	9,200	9,200	7,400	7,400
D4	ひとり親世帯等で、かつ、77,101円未満	9,000	6,000	6,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	市町村民税所得割の額が69,600円以上92,200円未満	22,900	21,400	21,400	10,100	10,100	9,400	9,400
D5	市町村民税所得割の額が92,200円以上114,600円未満	24,400	22,800	22,800	12,400	12,400	10,000	10,000
D6	市町村民税所得割の額が114,600円以上140,200円未満	26,000	24,200	24,200	13,200	13,200	10,600	10,600
D7	市町村民税所得割の額が140,200円以上162,600円未満	28,000	25,600	25,600	14,000	14,000	11,300	11,300
D8	市町村民税所得割の額が162,600円以上185,100円未満	31,100	26,900	26,900	14,700	14,700	11,800	11,800
D9	市町村民税所得割の額が185,100円以上207,600円未満	33,700	29,000	28,800	15,800	15,700	12,800	12,700
D10	市町村民税所得割の額が207,600円以上230,100円未満	36,100	30,500	28,800	16,700	15,700	13,400	12,700
D11	市町村民税所得割の額が230,100円以上272,800円未満	37,600	31,900	28,800	17,400	15,700	14,000	12,700
D12	市町村民税所得割の額が272,800円以上	40,400	34,600	28,800	18,900	15,700	15,200	12,700

【2・3号認定】

- ◆【従来分】
小学校就学前の範囲において、こども園・保育所・幼稚園等を同時に利用する場合、最年長の子どもから順に、2人目(上記の金額の半額)、3人目以降(無料)
- ◆【平成28年度より】
子どもが2人以上いる世帯で、市町村民税所得割が57,700円未満の場合、最年長の子どもから順に、2人目(上記の金額の半額)、3人目以降(無料)
- ◆【平成30年度より】
子どもが2人以上いる世帯で、市町村民税所得割が57,700円未満の場合、最年長の子どもから順に、2人目無料(県新施策)

【1号認定】

- ◆【従来分】
小学校3年生以下の範囲において、最年長の子どもから順に、2人目(上記の金額の半額)、3人目以降(無料)
- ◆【平成28年度より】
子どもが2人以上いる世帯で、市町村民税所得割が77,101円未満の場合、最年長の子どもから順に、2人目(上記の金額の半額)、3人目以降(無料)
- ◆【平成30年度より】
子どもが2人以上いる世帯で、市町村民税所得割が77,101円未満の場合、最年長の子どもから順に、2人目無料(県新施策)

【1~3号認定共通】

- ◆【平成28年度より】
ひとり親世帯等で、子どもが2人以上おり、市町村民税所得割が77,101円未満の場合、最年長の子どもから順に、2人目以降(無料)
- ◆【平成28年度より】
子どもが3人以上いる世帯で、3人目以降の子どもは、無料(紀州3人っこ施策)
- ◆【平成29年度より】
市町村民税非課税世帯(B・C1階層該当)で、2人目以降の子どもは、無料

— 計算した金額に100円未満の端数がある場合は、切り捨てる。 —